

新たな医療の在り方を踏まえた

医師・看護師等の働き方ビジョン検討会運営要領（案）

新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会（以下「検討会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 検討会において配布された資料は、原則として、公表する。
2. 検討会終了後、事務局より記者ブリーフィングを行い、議事概要を説明するものとする。
3. 検討会の議事要旨を作成し公表する。
4. この運営要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会で決定する。